



令和2年9月18日

京都市子ども若者はぐくみ局
 (担当：幼保総合支援室)
 (電話：251-2390)

令和3年度保育利用申込みの御案内冊子の配布と受付の開始について

京都市では、令和3年4月からの保育園（所）、認定こども園の保育園部分、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び家庭的保育事業所への入園（所）申込みについて、下記のとおり、御案内冊子の配布と受付を開始しますので、お知らせします。

なお、令和3年度保育利用申込みについては、例年の日程から前倒して実施します。

記

1 御案内冊子の配布開始日及び配布場所について

配布開始日（※）	配布場所
令和2年10月12日（月）	保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び家庭的保育事業所（以下「保育施設・事業所」という。） 各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（以下「区役所・支所」という。）

※ 例年よりも、配布開始時期を早めています。

2 申込みの受付について

(1) 受付場所

第一希望の保育施設・事業所

ただし、令和3年4月開園予定の保育施設・事業所を第一希望にする場合は、当該保育施設・事業所の開園予定地を所轄する区役所・支所

(2) 受付期間（一次調整）

令和2年10月12日（月）～令和2年11月30日（月）（必着）

※ 11月9日（月）までは第一希望の保育施設・事業所で受付、11月10日（火）以降は、第一希望の保育施設・事業所が所在する地域の区役所・支所にて令和2年11月30日（月）まで受付。

※ 11月30日（月）までに御提出いただいた申込みのうち、不足書類や不備書類の再提出、希望先の変更や追加等の届出は12月25日（金）まで受付。

※ 12月1日（火）以降にお申込みいただいたものは一次調整の対象とはならず、一次調整結果通知後に実施する二次調整以降の対象となります。

(3) 申込みに必要な書類

① 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書と保育が必要な事由に応じた添付資料※

② 保育が必要な理由書

※ 添付資料の詳細については、10月12日配布開始予定の冊子「令和3年度保育利用申込みの御案内」を御覧ください。

3 問合せ先

各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（子育て推進担当）

（京北地域は京北出張所保健福祉第一担当）

北	432-1284	上京	441-5119	左京	702-1114
中京	812-2543	東山	561-9350	山科	592-3247
下京	371-7218	南	681-3281	右京	861-1437
京北	852-1815	西京	381-7665	洛西	332-9195
伏見	611-2391	深草	642-3564	醍醐	571-6392